

～保育所・認定こども園における新型コロナウィルス感染症対策への対応について～ 国からのお願い

1 保護者の方へのお願い

- 毎日、体温を測定し、お子様の体調に気を配り、健康管理をお願いします。
- 発熱（37.5℃以上）等が認められた場合は、自宅で保育をしてください。
- 過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで、自宅で保育をしてください。
- こまめな手洗いや咳エチケット、マスク着用の徹底について、お子様に御指導ください。
- 人混みへの不要不急の外出はお控えください。

2 発熱等の風邪の症状がみられる場合

- お子様に発熱等の風邪の症状がみられる場合は、新型コロナウィルス感染症と診断される可能性もあることを踏まえ、無理をせず、自宅で休養し、外出を控えてください。
- 以下の条件に該当する場合は、新型コロナウィルス感染症の可能性がありますので「帰国者・接触者相談センター（徳島保健所TEL：088-602-8907）」へ御相談ください。
 - ① 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
 - ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

- 症状が改善、または新型コロナウィルスに由来する症状でないと判明するまで、自宅で適切な対応をお願いします。
- 厚生労働省によると、現時点では、子どもにおいては重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウィルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況にあり、インフルエンザ等の心配がある場合は、通常と同様にかかりつけ医等へ御相談される等の対応をお願いします。
- 医療機関を受診する際は、マスク着用、手洗いや咳エチケットの徹底をお願いします。

3 新型コロナウィルス感染症の患者が発生した場合

- 保育所・認定こども園内で新型コロナウィルス感染症の患者が発生した場合（子ども・職員とも）、保健所等と相談した上で臨時休園の判断をしますので、御理解ください。
臨時休園の期間は、保健所等と相談した上で決定しますが、現段階では2週間程度を想定しています。
- 御家族が新型コロナウィルス感染症を発症した場合や、感染者の濃厚接触者と特定された場合は、保育所・認定こども園へお知らせください。また、お子様が感染者の濃厚接触者と特定された場合は、濃厚接触をした日から2週間自宅で保育してください。

なお、今回の措置については、臨時的な対応であることを御理解ください。